

神奈川県行政書士会業務推進本部規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会会則施行規則第 1 条の 3 第 10 項に基づき制定し、神奈川県行政書士会業務推進本部（以下「業務推進本部」という。）を設置するとともに、業務推進本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 業務推進本部は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）が行政書士業務の確保及び拡大のための戦略を策定し、これを実行することにより本会及び本会会員の活動をより活発化させ、もって、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 業務推進本部は、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 行政書士業務の確保及び拡大のための対外的折衝に関すること。
- (2) 本会が実施すべき研修カリキュラムの調整に関すること。
- (3) 本会及び本会会員の具体的活用法の策定に関すること。
- (4) 本会会員の育成及び本会会務のための人材確保に関すること。
- (5) その他、行政書士業務の確保及び拡大のため本会会長が必要と認めたこと。

(組 織)

第 4 条 業務推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 本部長 2人以上5人以内

(選 任)

第 5 条 本部長は、本会会長をもってこれに充てる。

- 2 副本部長は、本部長の指名する本会副会長を充てる。
- 3 本部長は、本部長が指名選任する。

(任 期)

第 6 条 本部長の任期は、本会会則第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項を準用する。この場合において「役員」とあるのは、「本部長」と読み替えるものとする。

(職 務)

第 7 条 本部長は、業務推進本部の業務遂行を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 本部長は、本部長の命を受け、第 3 条の業務を遂行する。

(協力要請)

第 8 条 業務推進本部は、業務の遂行上必要がある場合は、関係する本会業務組織及び事務局に対し、協力を要請することができる。

(細 目)

第 9 条 この規則に定める他、業務推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

(会 計)

第 10 条 業務推進本部の業務に必要な経費は、本会の予算をもってこれに充てる。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月11日から施行する。